

**令和5年度国庫補助金  
重要文化財美術工芸品「菅茶山関係資料」修理事業概要**

**1 事業対象の文化財の概要**

重要文化財「菅茶山関係資料」（所有者：広島県） 平成26年8月21日指定

点数：5,369点（著述稿本類、文書・記録類、書画類、書状類、典籍類、絵図・地図類、器物類）

**2 事業目的**

備後国安那郡川北村（福山市神辺町）の漢詩人、儒学者、教育者であった菅茶山（1748～1827）に関わる資料である「菅茶山関係資料」5,369点について、保存と活用を図るために、特に傷みのある資料から保存修理を行う。

**3 全体の事業期間**

令和5年度は、第2期5か年計画の第4年目に当たる。

第2期5か年計画では、草稿（著述稿本類、文書・記録類）と第1期で修理未了の書画類を組み合わせ、修理を行う。

草稿は、菅茶山の思想や活動の根本を示す資料であり、第2期では優先的に修理をしていく予定である。令和5年度は著述稿本類8点と書画類1点（掛幅装）の修理を行った。

**4 本年度総事業費及び交付決定金額**

(1) 収入の部

(2) 支出の部

区 分	金 額	備考	区 分	金 額	備考
所有者負担額	円 1,150,000		(項) 修理費 (目) 委託料	円 2,201,748	
国庫補助額	1,150,000		(項) 事務費 (目) 旅 費 (目) 需用費	96,150 2,102	
合 計	2,300,000		合 計	2,300,000	

## 5 本年度の修理事業の概要

〔著述稿本類〕

(1) 金粟園詩集 (指定番号 著述稿本類 32 (管理番号 G008-050))

【寸 法】縦 25.0 cm、横 17.7 cm

【現状と方針】

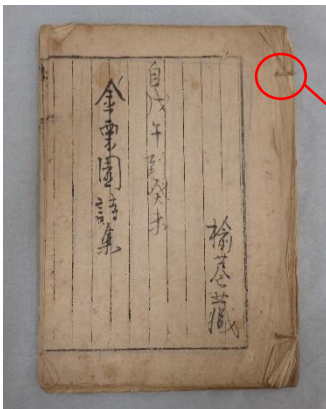
ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。

イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。

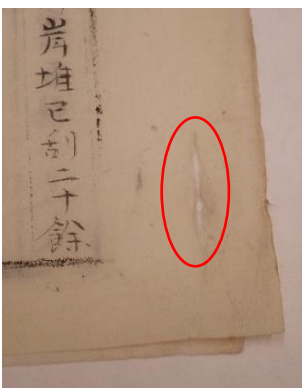
ウ 2丁目の縦に裂けた綴じ穴については、強度を保つため、典具帖紙などの薄手の紙ではなく、通常の厚みの補修紙を使用する。その際、本紙と補修紙の紙（繊維）の向きを逆にすることで強度を確保する。

エ 綴じ紐を新調する。修理前の綴じ紐には、赤色の顔料が塗布されていたが、同様の紐を新調した場合、顔料が本紙に付着する可能性があるため、新調する綴じ紐には、染料で赤く先染めした紙縴りを使用する。また、新調する綴じ紐の色味は、経年で現状と同じ濃さになる具合とする。

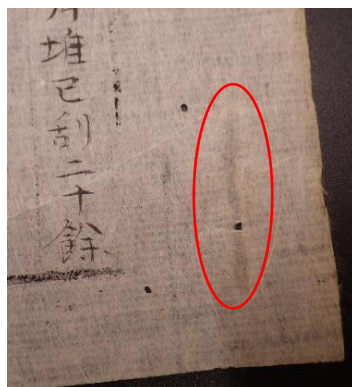
オ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



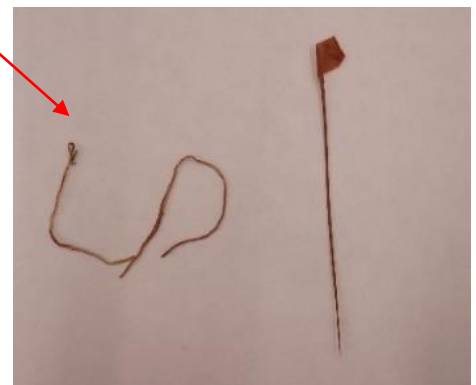
(修理前)



縦に裂けた綴じ穴  
(2丁目、修理前)



(修理後)



旧紐 (左) と新調紐 (右)

(2) 黄葉夕陽村舎詩 一 (指定番号 著述稿本類 33 (管理番号 G008-063))

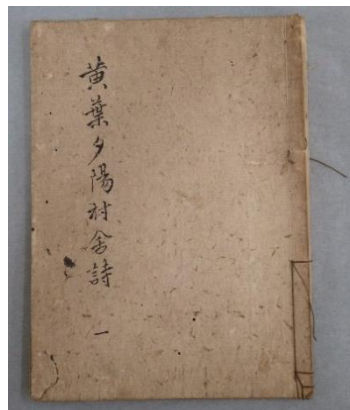
【寸 法】縦 23.5 cm、横 17.1 cm

【現状と方針】

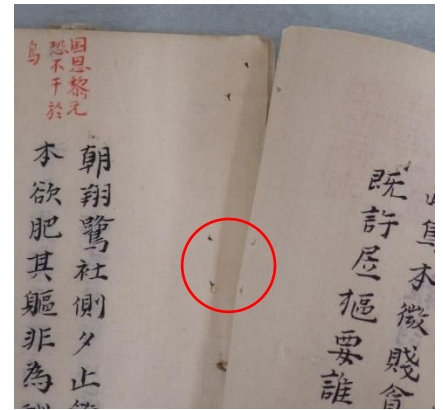
- ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。
- ウ 現状不使用中綴じ穴については、中綴じをしなくても安定性を保てるため、中綴じなしの形態を維持する。
- エ 21 丁目オモテに付着した紙片は、不審紙と断定できないが、資料受入れ時のマイクロフィルムの紙焼き写真で付着を確認できるため、除去せずに、現状維持とする。
- オ 糊跡等が確認できない脱落付箋については、貼り戻しを行わない。
- カ 綴じ糸を新調する。
- キ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



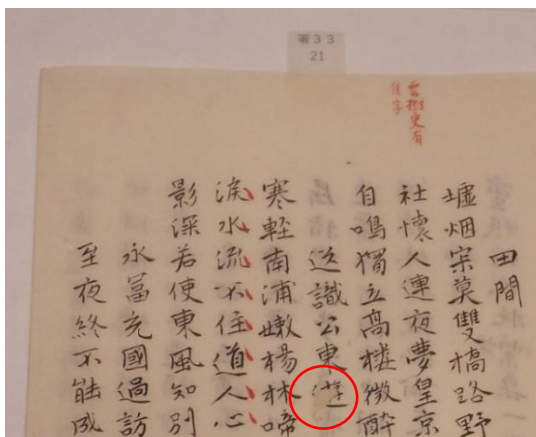
表紙 (修理前)



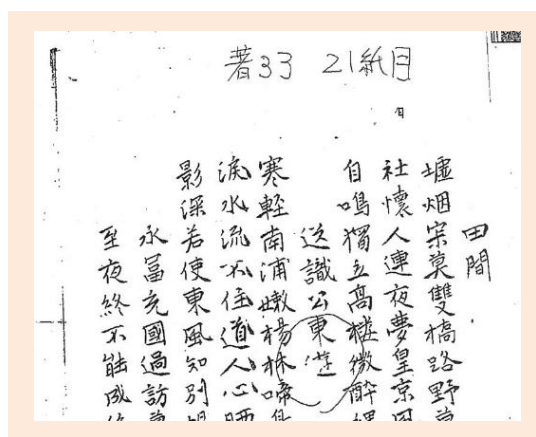
著述稿本類 33 (修理前)



不使用中綴じ穴 (修理前)



付着した紙片 (21 丁目)



紙焼き写真



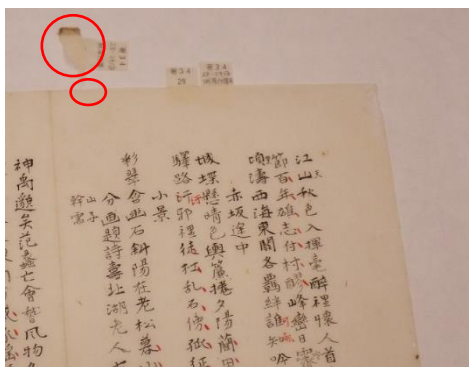
場所の特定が困難な脱落付箋

(3) 黄葉夕陽村舎詩 二 (指定番号 著述稿本類 34 (管理番号 G008-064))

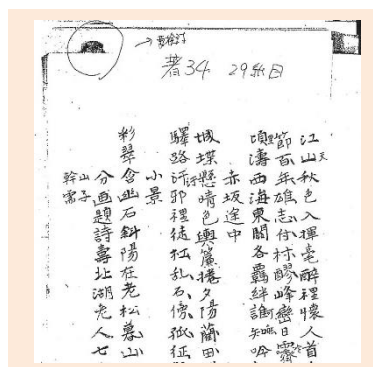
【寸 法】縦 23.5 cm、横 17.1 cm

【現状と方針】

- ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。
- ウ 現状不使用の中綴じ穴については、中綴じをしなくても安定性を保てるため、中綴じなしの形態を維持する。
- エ 糊跡及びマイクロフィルムの紙焼き写真に基づき、脱落付箋を 29 丁目オモテに貼り戻す。
- オ 綴じ糸を新調する。
- カ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



脱落題箋と糊跡の位置 (29 丁目)



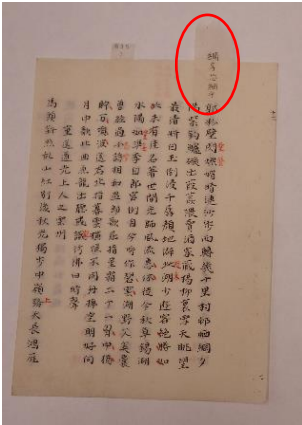
紙焼き写真

(4) 黄葉夕陽村舎詩 三 (指定番号 著述稿本類 35 (管理番号 G008-060))

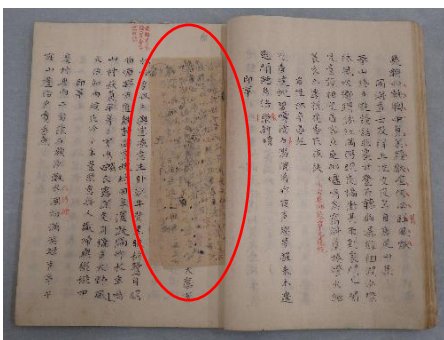
【寸 法】縦 23.5 cm、横 17.1 cm

【現状と方針】

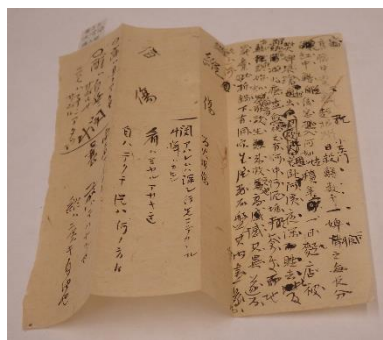
- ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。
- ウ 現状不使用の中綴じ穴については、中綴じをしなくても安定性を保てるため、中綴じなしの形態を維持する。
- エ 記載内容及び糊跡に基づき、脱落した付箋を 7 丁目オモテに貼り戻す。その際、付箋に十分な紙の強度が認められるため、現状を維持して、折り畳まずに貼り戻す。
- オ 14 丁目と 15 丁目の間の挟み込み紙は、同じ位置に挟み戻す。修理前は三つ折りであったが、複数の折跡があり、三つ折りが当初の形態と判断できないことから、修理後は二つ折りとする。
- カ 22 丁目ウラと 23 丁目オモテの付着物 (紙魚系統の虫カ) は除去する。
- キ 28 丁目オモテに付着した紙繊維は、記録だけ残し、不審紙として扱わない。
- ク 綴じ糸を新調する。
- ケ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



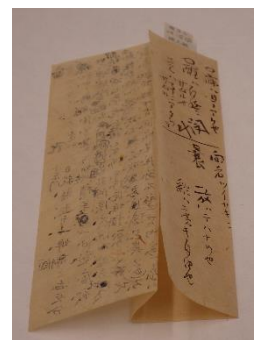
貼り戻した脱落題簽（7丁目）



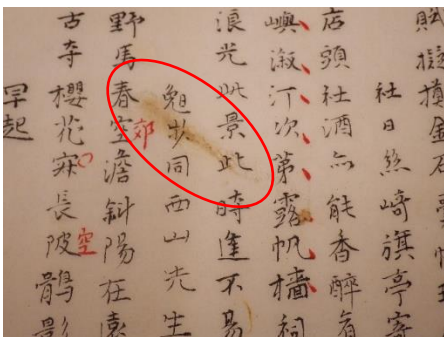
挟み込み紙（修理前、14～15丁目）



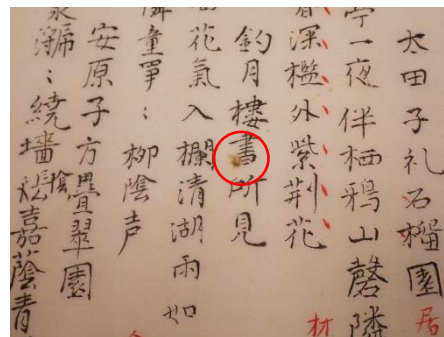
挟み込み紙の複数の折跡



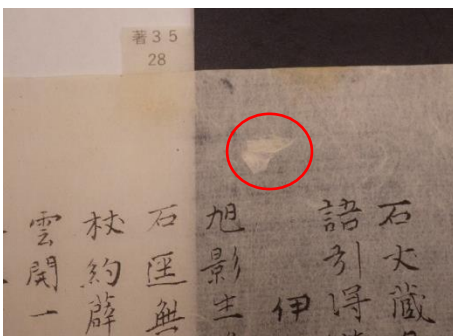
三つ折り



付着物（22丁目）



付着物（23丁目）



付着した紙繊維（28丁目）

(5) 黄葉夕陽村舎詩 四 (指定番号 著述稿本類 36 (管理番号 G008-067))

【寸 法】縦 23.5 cm、横 17.1 cm

【現状と方針】

ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。

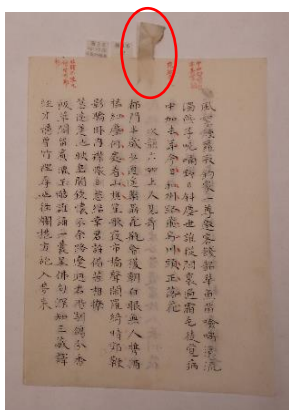
イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。

ウ 糊跡及び墨汚れの位置に基づき、脱落した付箋を 27 丁目オモテに貼り戻す。その際、付箋に十分な紙の強度が認められるため、現状を維持して、折り畳まずに貼り戻す。

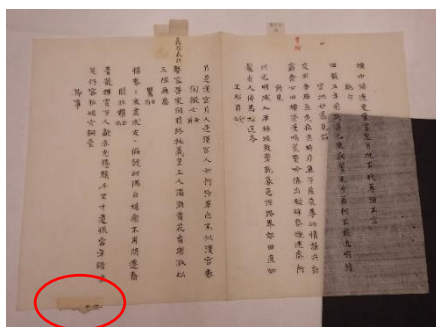
エ 36 丁目ウラの断片化した付箋に用いる保護紙は、寸法を 1 寸 (約 3 センチメートル) とし、典具帖紙より厚く、補修紙より薄い紙を使用し、補修紙よりも白味を強くする。

オ 綴じ糸を新調する。

カ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



貼り戻した脱落題箋 (27 丁目)



断片化した付箋 (修理前、36 丁目)



修理後

(6) 黄葉夕陽村舎詩 五 (指定番号 著述稿本類 37 (管理番号 G008-068))

【寸 法】縦 23.5 cm、横 17.1 cm

【現状と方針】

ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。

イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。

ウ 綴じ糸を新調する。綴じ糸は、著述稿本類 33~36 (絹糸) と同 37 (綿糸) で材質と色が異なるが、後者の糸は後補の可能性があるので、前者にあわせて新調する。

エ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



著述稿本類 37 (修理前)



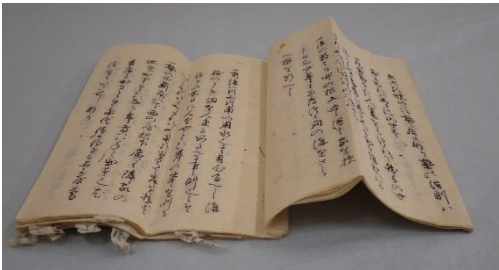
旧糸と新調糸

(7) 〔菅太中存寄書〕(指定番号 著述稿本類 572 (管理番号 J003-005))

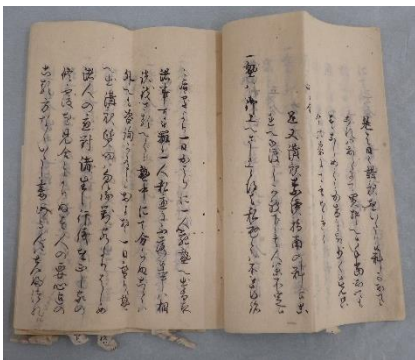
【寸 法】縦 24.9 cm, 横 18.0 cm

【現状と方針】

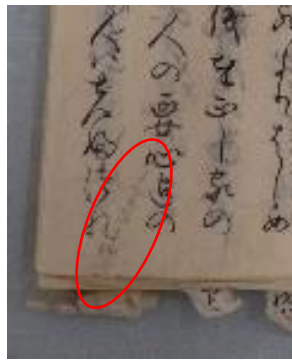
- ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。
- ウ 袋の内側に折り込まれていた 11 丁目オモテの付箋を、外に出す形で折り畳む。
- エ 15 丁目と 16 丁目の間の挟み込み紙は、同じ位置に挟み戻す。
- オ 16 丁目の付箋は、修理前の貼り付け方を踏襲する。
- カ 修理前は、半分に折られていたが、今後の取扱い上の問題を考慮し、修理後は、半分に折り戻さずに保存する。
- キ 綴じ紐を新調する。
- ク 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



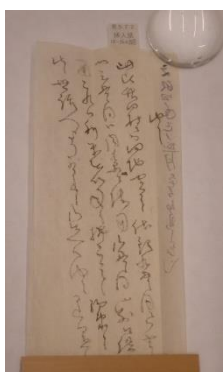
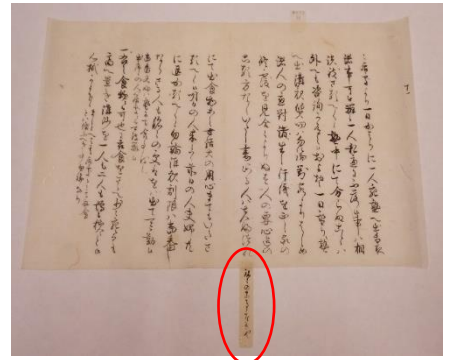
半分折の状況 (修理前)



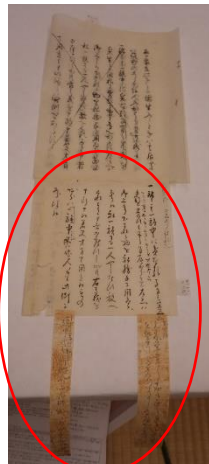
袋に折り込まれた付箋 (修理前、11 丁目)



(拡大)



挟み込み紙  
(修理前、15~16 丁目)



16 丁目の付箋

(8) 〔菅茶山遺書〕(指定番号 著述稿本類 574 (管理番号 J008-014))

【寸 法】縦 25.4 cm, 横 18.4 cm

【現状と方針】

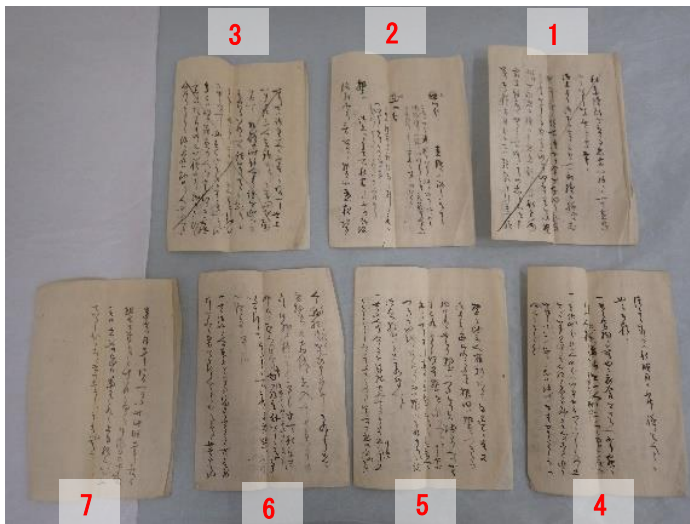
ア 修理では、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。

イ 虫損の補修は、必要最小限に留め、漉きむらに起因する穴も、特段の事情がない限り、現状のままとする。

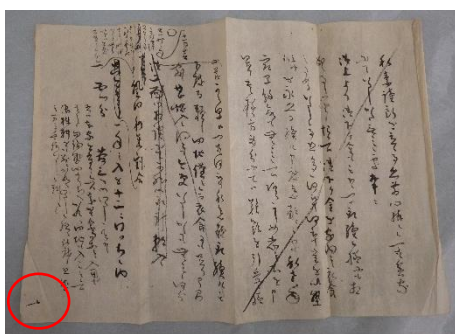
ウ 本資料は未綴であり、修理後の本紙7枚の重ね順は、元のままとする（1紙目～6紙目までは、本紙の左下に記載された漢数字の順番に従う）。

エ 修理前は、半分に折られていたが、今後の取扱い上の問題を考慮し、修理後は、半分に折り戻さずに保存する。

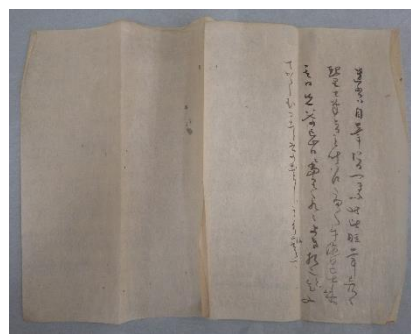
オ 和紙の収納カバーを新調し、資料を挟むことで本紙を保護する。



修理前



1紙目（漢数字を記載）



7紙目（漢数字が未記載）



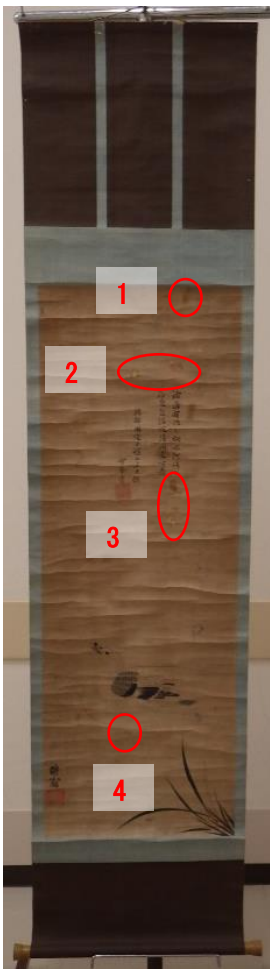
〔書画類〕

(9) 水鳥画 (指定番号 書画類 9 (管理番号 G020))

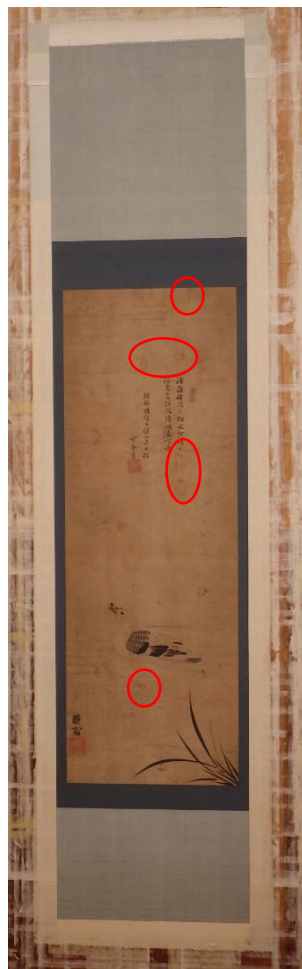
【寸 法】縦 104.5 cm, 横 37.0 cm

【現状と方針】

- ア 修理では、掛幅装を解体し、クリーニング、旧肌裏紙等の除去、補修を行う。本紙の地合いを損なわない色味で肌裏紙等を打つ。
- イ 本紙が表具の上に本紙が貼られていたが、修理では、表具が本紙の上にくるように貼り直す。表具の上に貼られて汚れが目立つ本紙の上・下端は、つけ回し代として使用し、汚れが目立たない左・右端は、補修紙をあてて表装する。
- ウ 本紙の肌裏紙と増裏紙を除去した結果、本紙の一部に相剥ぎの痕跡が確認された。
- エ 本紙の各所に、別資料による墨(文字)移りの痕跡が確認された。
- オ 本紙(竹紙)の旧補修紙の一部に、竹と針葉樹化学パルプの混合紙が含まれることが判明した。
- カ 本紙の明るい箇所にあわせた基調色一色を用いて、補修箇所に補彩を施す。本紙の剥がれに起因して変色した箇所については、現状のままとする。
- キ 表装裂、軸木、軸首、八双、環、紐を新調する。
- ク 桐屋郎箱及び桐太巻添軸を新調する。



修理前



修理中(補彩後)



1 補彩前(修理中)



補彩後



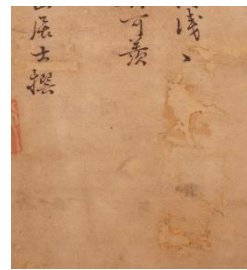
2 補彩前(修理中)



補彩後



3 補彩前(修理中)



補彩後



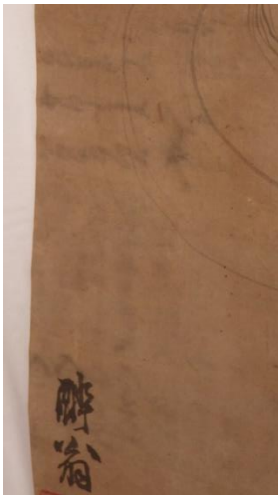
4 補彩前(修理中)



補彩後



相剥ぎの状況



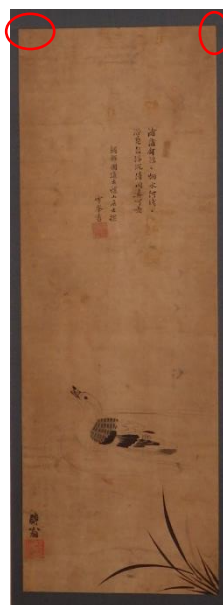
墨移りの状況



本紙上端（表具の上に貼られていた箇所）に汚れが目立つ



本紙上端



表装後



本紙足し紙



本事業は、文化庁美術工芸品重要文化財修理事業国庫補助金の交付を受けて実施されています。  
Supported by the Agency for Cultural Affairs Government of Japan in the fiscal 2023